

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
1	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	開業していませんが行政書士の資格は持っています。書類確認の依頼がありましたか受けてもいいですか。	行政書士の登録番号を有しているのであれば、事前確認を行っていただいで構いません。	6/17	
2	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	府外専門家も府から費用負担がありますか。	府外に住居又は事務所を構える専門家の方でも、大阪府の規則に基づく事前確認を実施頂いた場合には所定の費用を負担します。	6/17	
3	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家による事前確認を実施し、費用を申請者に請求して、お金を受け取ってしまいましたがどうしたらいいですか。	府の規則に基づく事前確認を行った場合は、大阪府から事前確認費用を専門家に対してお支払いしますので、ご質問のような時は、申請者に個別に連絡を取り、返金してください。	6/17	
4	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	申請者のWEB登録の入力や資料作成等の代行を行った場合は別途代行料を申請者に請求してもいいのですか。	大阪府が専門家の皆様に費用負担をするのは申請者(個人事業主)からの事前確認に対してですので、WEB登録の入力や資料作成等の費用は含んでおりません。 事前確認業務以外の業務を、別途、申請者から受託されることとなった場合には、当該業務に関し、所定の対価を受領いただくことを妨げるものではありませんが、申請者(個人事業主)には十分に説明されますようお願いいたします。	6/17	
5	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	事前確認の実施に際して、申請者との面談日程が合わず、郵送での対応依頼を受けた場合は、双方がレターパックなどの追跡可能郵便を使用し事前確認してもいいですか。また、郵便の費用負担を申請者負担としてもいいですか。	原則、専門家には対面による申請書(原本)の事前確認をお願いしておりますが、困難な場合は、申請者から書類を郵送等で送付を受け、確認を実施頂いても結構です。ただし、申請書の原本で事前確認を行っていただきますようお願いいたします。郵便の費用負担については申請者と調整してください。	6/17	
6	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	個人事業主として行政書士(専門家)をしています。専門家の事前確認を自分で行っていいですか。	専門家自らが休業要請外支援金を申請する場合は、様式3の提出は不要です。(募集要項では、必須書類となっていますが、様式3の提出の必要はありません。また、自らの分を事前確認された場合は、大阪府のお支払いの対象ではありません。)	6/17	
7	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式3の専門家氏名の欄に印鑑の欄がないですが、捺印は必要ありませんか。	原則、署名していただくこととしていますので、押印は不要です。(署名せず、ゴム印を押された場合は押印をお願いします。)	6/17	
8	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式3の専門家氏名の欄は自署の必要がありますか。	原則は自署としますが、何らかの理由で直筆が困難な場合は、記名(ゴム印)の上押印でも構いません。	6/17	
9	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式3の専門家住所や専門家連絡先の欄は印字又はゴム印でもいいですか。	構いませんが、専門家氏名の欄については、自署をお願いします。	6/17	
10	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式3の専門家氏名は法人名を書くのですか、個人名を書くのですか。また、登録番号は法人のもの、個人のもの、いずれを書くのですか。費用を請求するのは法人からですか、個人からですか。	事前確認を法人として実施した場合は、氏名は法人の名称、登録番号は法人の番号を記入してください。また、この場合の費用請求は法人としてご請求ください。個人として実施した場合は、すべて個人のもを記入し、個人で請求してください。 (ただし、大阪府行政書士会に所属される士業、法人の方が費用請求される場合は、同会を通じて費用請求を行ってください。)	6/17	

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
11	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	複数の事前確認を行った場合、それら事前確認に係る申請書類をまとめて1つのレターパックに入れて専門家から大阪府に送付してもいいですか。	申請(郵送)は申請者自身が行うようにしてください。	6/17	
12	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式3の「事業に関する許認可証明等(該当業種のみ)」は、必要ない場合もチェックするのですか。	許可等が必要ない事業については、チェックしていただく必要はありません。	6/17	
13	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	直近の確定申告の写しについて収支内訳書の添付がない場合、申請者に再度持参させ、事前確認をする必要がありますか。	ご質問にあるようなものについては、再度確認していただく必要はありませんが、様式3【助言・指導した事項】に「(例文)大阪府に提出する際には収支内訳書を添付すること」と記載してください。	6/17	
14	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	申請書類の事前確認にミスがあった場合や審査の結果不支給になった場合、専門家が法的責任を問われることはありますか。	支援金支給の可否は大阪府が審査の上、決定するものであり、虚偽の申請に加担するなどの違法なことが行われな限り、専門家が法的責任を問われることはないと考えます。	6/17	
15	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	申請書類の事前確認について、適否の判断がつかない書類には責任を持ってないため、署名したくありません。	署名するかしないかについては、専門家ご自身でご判断ください。なお、支援金支給の可否は大阪府が審査の上、決定するものであり、専門家が法的責任を問われることはないと考えます。	6/17	
16	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	事前確認費用の申請先や申請方法などについて連絡が来ていませんが、どうすればいいですか。	事前確認費用の申請先や申請方法など、個人事業主のために実施する「専門家による申請書類の事前確認」の手順書をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38567/00000000/senmonkatejunsyo.pdf なお、「申請書事前確認にかかる報償金申請書(様式3-2)」については、後日、この手順書に掲載しますので、もうしばらくお待ちください。	6/17	
17	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	依頼を受け、事前確認を行いましたが一様式3のコピーを取り忘れてしまいました。申請者も既に郵送してしまいコピーが取れない場合、どうすればいいですか。	まず、依頼主(申請者)に「受付番号」、「氏名」を確認してください。その後、大阪府に「休業要請外支援金申請事前確認にかかる報償金申請書(様式3-2)」を送る際に、依頼主から聞き取った「受付番号」「氏名」を記載した紙を添付してお送りください。	6/17	
18	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	事前確認を行いましたが一様式3に自身の専門家の登録番号を記入し忘れました。申請者が申請書類(様式3を含む)を送付済みの場合、どうすればいいですか。	申請者からの申請については、様式3に士業の登録番号の記載がなくても、その他の添付資料が整っていれば、審査可能です。専門家から大阪府に事前確認の費用を請求いただく際には、お持ちの様式3の写しに登録番号を手書きの上、郵送してください。	6/17	
19	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	様式1に添付書類から確認できる明らかな記載ミスがあった場合、チェックする役割の専門家が直接修正することは可能ですか。	書類の訂正には該当箇所を二重線の上、申請者の押印が必要となります。様式3の【助言・支援した事項】に修正内容を記載して申請者に対して、大阪府に提出する前に修正するように指導してください。	6/17	